

プロジェクト IASB 情報要請「IFRS 第 9 号の適用後レビュー — 減損」に対する
コメント案の検討

項目 IASB 情報要請「IFRS 第 9 号の適用後レビュー — 減損」への対応

I. 本資料の目的

1. 国際会計基準審議会（IASB）は、2023 年 5 月 30 日に情報要請「IFRS 第 9 号の適用後レビュー — 減損」（以下「本情報要請」という。）を公表している（コメント期限：2023 年 9 月 27 日）。
2. 本情報要請に関して、企業会計基準委員会（ASBJ）では、2022 年 9 月に金融商品専門委員会及び IFRS 適用課題対応専門委員会の専門委員に対して質問票による初期的なコメントを求めた（回答期限：2022 年 9 月 8 日）¹。また、第 202 回金融商品専門委員会（2023 年 6 月 20 日開催）及び第 56 回 IFRS 適用課題対応専門委員会（2023 年 7 月 19 日開催）では、本情報要請の概要等を紹介し、ご意見を伺った。
3. さらに、現在審議を行っている金融商品の減損に関する日本基準の開発プロジェクトでは、IFRS 基準の ECL モデルを基礎に検討を進めており、審議の過程で IFRS 第 9 号の減損の要求事項に関連するご意見をいただいている。
4. 本資料では、質問票及びこれまでの審議を通じて寄せられた主なご意見を踏まえた、本情報要請に対するコメント・レターにおける対応方針案について、ご意見を伺うことを目的としている。

II. コメント・レターにおける対応方針案

本情報要請における質問の概要

5. 本情報要請には、次の質問項目が示されている。回答者は質問のすべて又は一部に回答することにより情報を提供することができるとされている。

番号	質問項目
質問 1	減損
質問 2	予想信用損失の認識に関する一般的なアプローチ
質問 3	信用リスクの著しい増大の判定

¹ 本質問票は IFRS 基準を適用している企業だけでなく、日本基準を適用している企業についても、仮に IFRS 基準を適用した場合に懸念される事項に関してご回答を頂いている。

質問 4	予想信用損失の測定
質問 5	営業債権、契約資産及びリース債権についての単純化したアプローチ
質問 6	購入又は組成した信用減損金融資産
質問 7	IFRS 第 9 号における減損の要求事項と他の要求事項の適用
質問 8	経過措置
質問 9	信用リスクの開示
質問 10	その他の事項

6. 以降では、前項で示した本情報要請の質問項目ごとに ASBJ 事務局による分析及び本情報要請に対するコメント・レターにおける対応方針案をお示しする。なお、本情報要請で示された各質問項目の背景及びスポットライトについては、別紙を参照いただきたい。

質問 1 減損

(コメント提出者への質問)

質問 1 — 減 損

IFRS 第 9 号における減損の要求事項は、次のような結果をもたらしているか。

- (a) IAS 第 39 号と比較して、より適時に信用損失を認識し、金融商品について複数の減損モデルがあることにより生じていた複雑性に対処しているか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 信用リスクが将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に与える影響に関して、企業が有用な情報を財務諸表利用者に提供する結果となっているか。賛成又は反対の理由は何か。

IFRS 第 9 号により導入された減損の要求事項の変更による影響（金融商品に関する情報の作成、監査、当局による監督（エンフォースメント）又は利用の継続的なコスト及び便益を含む）に関する情報を提供されたい。

この質問は、IFRS 第 9 号の減損の要求事項に関してのコメント提出者の全体的な見解及び経験を IASB が理解するのに役立つことを目的としている。セクション 2 から 9 は、具体的な要求事項についてのより詳細な情報を求めている。

(ASBJ 事務局による分析及びコメント・レターにおける対応方針案)

7. 本質問項目は、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）における減損の要求事項の適用が、財務諸表の作成者、財務諸表利用者、監査人及び規制当局に与えてきた影響についての全般的な情報を求めるものとされている。
8. 本質問項目に関して、質問票及びこれまでの審議等では次の意見が聞かれている。
 - (1) IFRS 第 9 号の減損に関する要求事項は、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」（以下「IAS 第 39 号」という。）の減損モデルにおける問題点に対処しており、信用リスクの変化に関するより有用な情報を提供し、予想信用損失を適時に認識するという目的を概ね達成していると考えられる。また、IFRS 第 9 号の適用による投資家の便益及びコストについても影響分析により予想された影響と著しく異なるとの意見は聞かれていない。
 - (2) 一方、企業の状況によっては保有する金融資産のポートフォリオやプロダクトの性質に応じて多くの定量モデルやパラメーターを使用することとなり、予想信用損失の見積プロセスが複雑化していることに関する懸念が聞かれている。
 - (3) さらに、開示要求に関しては、財務諸表利用者からは予想信用損失の前提条件が十分に把握できないとして開示情報の拡充の必要性に関する意見が聞かれている一方、作成者からは一部には過剰と考えられる開示要求も存在していることから、減損の開示要求のバランスについては検討の余地があるのではないかという意見が聞かれている（詳細は質問 9 参照）。
9. なお、ASBJ は、本情報要請の公表に先立ち実施された 2022 年 9 月 29 日開催の会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）会議において、前項のこれまでに寄せられた意見を踏まえてコメントを行っている²。
10. 以上のことから、本質問項目では、本資料第 8 項で示した内容をコメント・レターに含めていくことが考えられる。

質問 2 予想信用損失の認識に関する一般的なアプローチ**(コメント提出者への質問)****質問 2 — 予想信用損失の認識に関する一般的なアプローチ**

- (a) 一般的なアプローチに関する根本的な疑問（致命的な欠陥）はあるか。ある場合、そうした根本的な疑問はどのようなものか。

² <https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20220929.pdf> 参照

金融商品の存続期間全体を通じて少なくとも12か月の予想信用損失を認識し、信用リスクの著しい増大があった場合には全期間の予想信用損失を認識することを企業に要求することが、信用リスクの変動及びそれにより生じる経済的損失に関する有用な情報を企業が提供するというIASBの目的を達成するかどうかを説明されたい。そうでない場合には、一般的なアプローチのコアとなる目的や原則の明瞭性と適合性に関して何が根本的な疑問（致命的な欠陥）であると考えているのかを説明されたい。

- (b) 一般的なアプローチの適用並びにその適用の監査及び当局による監督（エンフォースメント）のコストは、予想よりも著しく大きいか。利用者にとっての便益は、予想よりも著しく低いのか。

特定の金融商品に一般的なアプローチを適用するための継続的なコストが予想よりも著しく大きいのか、又は財務諸表利用者にとって結果としてもたらされる情報の便益が予想よりも著しく低いと考える場合には、当該金融商品に関するコストと便益についての回答者の評価を説明されたい。

(ASBJ事務局による分析及びコメント・レターにおける対応方針案)

11. 本質問項目に関して、これまでに聞かれた主な意見は次のとおりである。
- (1) 信用リスクの悪化状況に応じて3つのステージに区分する方法はシンプルであり、有用な情報を財務諸表利用者に提供していると考ええる。
 - (2) 予想信用損失の見積期間をステージ1は1年、ステージ2は全期間とするアプローチは適切と考える一方、複雑性は増したと考える。
 - (3) 一般的なアプローチの導入前よりも運用に関するコストが増加することは当初から想定されていたことであり、予想を著しく上回っていることはないと考ええる。
 - (4) IFRS第9号の減損モデルの特徴としてファイナンスやリスク管理に関する知見が必要となるなどの理由により一般的なアプローチの運用に関するコストが増加していると考ええる。
12. 前項のとおり、IFRS第9号の減損モデルにおける一般的なアプローチについては、概ね有用な情報を財務諸表利用者に提供している旨の意見が聞かれている一方、一般的なアプローチの適用に係るコストと便益については、関係者によって異なる意見が聞かれている状況である。ただし、一般的なアプローチの適用によるコストについてはIASBによる影響分析により予想された影響よりも著しく大きいとの意見は聞かれていない。
13. 以上のことから、コメント・レターでは、一般的なアプローチに関して根本的な疑問

があるとの意見は聞かれておらず、また投資家の便益及びコストについて予想された影響と著しく異なるとの意見も聞かれていない旨を回答することが考えられる。

質問3 信用リスクの著しい増大の判定

(コメント提出者への質問)

質問3 — 信用リスクの著しい増大の判定

(a) 信用リスクの著しい増大の評価に関する根本的な疑問（致命的な欠陥）はあるか。
ある場合、そうした根本的な疑問はどのようなものか。

信用リスクの著しい増大の評価についての原則主義のアプローチが、当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったすべての金融商品について全期間の予想信用損失を認識するというIASBの目的を達成しているかどうかを説明されたい。

そうでない場合には、信用リスクの著しい増大の評価のコアとなる目的や原則の明瞭性と適合性に関して何が根本的な疑問（致命的な欠陥）であると考えているのかを説明されたい。

(b) 信用リスクの著しい増大の評価は一貫して適用することができるか。賛成又は反対の理由は何か。

要求事項が、企業がIFRS第9号における減損の要求事項の範囲に含まれるすべての金融商品に当該評価を一貫して適用するための適切な基礎を提供しているかどうかを説明されたい。

適用における多様性が特定の金融商品又は事実パターンについて存在している場合には、その多様性がどのくらい広がりがあるかの説明、及びそれに関する裏付けとなる証拠を提供するとともに、何がその原因となっているのかを説明されたい。また、その多様性が企業の財務諸表及びそれによりもたらされる情報の財務諸表利用者にとっての有用性にどのように影響を与えるのかも説明されたい。

評価の適用における多様性を識別している場合には、その多様性を解消するための提案を示されたい。

上記(a)及び(b)に回答するにあたり、信用リスクの著しい増大の判定における判断の適用（スポットライト3参照）に関する情報を含めていただきたい。

(ASBJ事務局による分析及びコメント・レターにおける対応方針案)

14. 本質問項目に関して、これまでに聞かれた主な意見は次のとおりである。

(1) 信用リスクの著しい増大（以下「SICR」という。）の評価についても、原則主義の

- アプローチが採用されているため、企業のガバナンスの下での信用リスク管理実務を踏まえた判断を行うことができおり、適切な引当水準となるように対処することが可能となっていると考える。
- (2) 銀行等金融機関の実務に関して、各法域の監督当局等により予想信用損失の具体的な適用に関するガイダンスやレターが公表されており、会計基準とは目的や位置付けが異なるものの、これらが参照されることで実務が整理され、IFRS 第9号の減損モデルの適用の一貫性が図られている。
- (3) SICR の判定方法について、IFRS 第9号では定量的及び／又は定性的な判断基準が明確に示されていないため、会計実務が醸成する中で、企業ごとに判断が異なることにより実務においてばらつきが生じたと考える。ただし、SICR の判定の方法は、本来、各社のリスク管理の実務及び情報の入手可能性に応じて異なるものであり、原則主義のアプローチの下で、それ自体が問題となるわけではないと考える。
- (4) 各法域の監督当局の要求水準が異なることで法域間での多様性に影響を与えていると考える。
- (5) 我が国の銀行等金融機関では、債務者単位での信用リスク管理実務が定着しており、当該信用リスク管理実務を踏まえた事業運営が継続的に行われている。IFRS 第9号においても債務者単位での信用リスク格付けの変化を使いながら SICR の判定を行うことは一定程度想定されていると考えられるものの、絶対的アプローチにより債務者単位での信用リスク格付けに基づいて信用リスクの評価を行うことで十分な引当水準を確保できると考えられる。
15. 前項のとおり、SICR の判定に関して、信用リスク管理実務を踏まえた判断を行うことができ適切な引当水準となるように対処することが可能となっているとする意見や各法域の監督当局によるガイダンス等により IFRS 第9号の予想信用損失による減損モデル（以下「予想信用損失モデル」という。）の一貫した適用がなされているなど、IFRS 第9号の SICR 判定が適切に機能している趣旨の意見が聞かれている。これらの意見についてコメント・レターにおいて触れることが考えられる。
16. 一方、各法域又は企業間で適用における多様性（実務におけるばらつき）（以下「適用における多様性」という。）が生じているといった意見が聞かれている。企業間での適用における多様性に関して、本情報要請では、特に信用リスクの変動のような相対的な評価について、「一貫して適用される」とは「同じように適用される」ことを意味しておらず、企業が評価を行う際にさまざまなアプローチを使用しているという事実は、必ずしも要求事項が一貫しない形で適用されていることを示すわけではないとも述べられている。

SICR の評価に関して、IASB は企業の信用リスク管理実務を反映した方法で適用することを前提として、その詳細については企業に判断を委ねていると考えられる³。このため、各法域又は企業間で適用における多様性についてはコメント・レターにおいて特に触れないことが考えられる。

17. 次に、絶対的アプローチによる債務者単位での信用リスク格付けに基づく信用リスクの評価について、IASB は、IFRS 第 9 号の開発時に絶対的アプローチに基づく SICR の評価に関して検討したとされているが、次の理由により SICR の評価に絶対的アプローチを採用しなかったとされている。
- (1) IASB は、絶対的アプローチを採用した場合には、企業が信用リスクの絶対評価の閾値をどのように選択するかによって予想信用損失が過大又は過小となる可能性がある (IFRS 第 9 号 BC5.160 項)。
- (2) また絶対的アプローチを採用した場合には、その結果 IFRS 第 9 号の減損モデルが IAS 第 39 号における減損モデル (発生損失モデル) と同様のものとなる恐れがあることを考慮し、SICR の評価に絶対的アプローチを採用しない (IFRS 第 9 号 BC5.160 項)。
18. この経緯を踏まえると SICR の判定に絶対的アプローチを採用すべきと主張しても受け入れられる可能性は少ないと考えられる。そのような主張を行う代わりに、IFRS 第 9 号においても債務者単位での信用リスク格付けの変化を使いながら SICR の判定を行うことは一定程度想定されていることを踏まえ、SICR の判定において債務者単位での信用リスク格付けの変化をどのように活用すべきかに関するガイダンスや教育文書の追加を求めることが考えられる。

質問 4 予想信用損失の測定

(コメント提出者への質問)

質問 4 — 予想信用損失の測定

(a) 予想信用損失の測定に関する要求事項についての根本的な疑問 (致命的な欠陥) はあるか。ある場合、そうした根本的な疑問はどのようなものか。

予想信用損失の測定に関する要求事項が、企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する有用な情報を財務諸表利用者に提供するという IASB の目的を達成しているかどうかを説明されたい。そうでない場合には、測定の要求事

³ IFRS 第 7 号では、SICR の判定に関して、企業が金融商品の信用リスクの当初認識以降に著しく増大したのかどうかを企業がどのように判定したのかについての情報を開示することが要求されている (IFRS 第 7 号第 35F 項(a))。

項のコアとなる目的や原則の明瞭性と適合性に関して何が根本的な疑問（致命的な欠陥）であると考えているのかを説明されたい。

(b) 測定の要求事項は一貫して適用できるか。賛成又は反対の理由は何か。

当該要求事項は、企業が予想信用損失を IFRS 第 9 号における減損の要求事項の範囲に含まれるすべての金融商品について一貫して測定するための適切な基礎を提供しているかどうかについて説明されたい。

適用における多様性が特定の金融商品又は事実パターンについて存在している場合には、その多様性にどのくらい広がりがあるかの説明、及びそれに関する裏付けとなる証拠を提供するとともに、何がその原因となっているのかを説明されたい。また、その多様性が企業の財務諸表及びそれによりもたらされる情報の財務諸表利用者にとっての有用性にどのように影響を与えるのかも説明されたい。

要求事項の適用における多様性を識別している場合には、その多様性を解消するための提案を示されたい。

上記(a)及び(b)に回答するにあたり、将来予測的なシナリオ（スポットライト 4.1 参照）、モデル適用後の調整又はマネジメント・オーバーレイ（スポットライト 4.2 参照）及びオフバランスのエクスポージャー（スポットライト 4.3 参照）に関する情報を適宜含めていただきたい。

(ASBJ 事務局による分析及びコメント・レターにおける対応方針案)

19. 本質問項目では、複数の項目がスポットライトとして示されており、それぞれの項目についての情報提供が要請されている。このため、本質問項目に対するコメント・レターでの対応方針を検討するにあたり、次の 5 つの項目に分けて検討を行う。

- (1) 予想信用損失の測定に関する全般的な事項
- (2) 将来予測的なシナリオ
- (3) モデル適用後の調整又はマネジメント・オーバーレイ
- (4) ローン・コミットメント
- (5) 発行した金融保証契約

予想信用損失の測定に関する全般的な事項

20. 予想信用損失の測定に関する全般的な事項として、これまでに聞かれた主な意見は次のとおりである。

- (1) コロナ禍など予測不可能な事象や不確実性が增大している状況においても、これらの事象への対応を適時に行うことができたと考えられる。
 - (2) IFRS 第9号の予想信用損失モデルは、IAS 第39号における減損モデル（発生損失モデル）と比較して、経営者による判断がより広い範囲で要求されるため、結果として予想信用損失を過大に見積るケースが生じたことや損失評価引当金のボラティリティが上昇した側面があると考ええる。
 - (3) 企業の状況によっては保有する金融資産のポートフォリオやプロダクトの性質に応じて多くの定量モデルやパラメーターを使用することとなり、予想信用損失の見積プロセスが複雑化していると考ええる。
 - (4) 予想信用損失の測定に使用される将来予測情報の決定や反映方法については、実務においてばらつきが生じており、特に信用損失の測定については、各国の規制当局の要求水準が異なることにより投資家に提供される情報にばらつきが生じるケースがあると考ええる。この点、開示上の対処がなされているが、企業の信用損失の算定結果のばらつきの幅が大きい場合には、企業間の比較可能性の観点で課題があると考ええる。
 - (5) 将来予測的なシナリオに反映される景気変動などを企業に委ねた結果として、予想信用損失の測定に関して、企業間の比較可能性は低下していると考ええる。
21. 前項のとおり、予想信用損失モデルを導入したことで予測不可能な事象や不確実性が增大している状況においても会計上の手当てを適時に実施できたと評価する意見が聞かれた一方、主に企業間の比較可能性に関して懸念があるとの意見（前項(4)及び(5)参照）が聞かれている。
 22. この点、本情報要請では、IFRS 第9号の予想信用損失モデルの適用において、「一貫して適用される」とは「同じように適用される」ことを意味しておらず、企業が評価を行う際にさまざまなアプローチを使用しているという事実は、必ずしも要求事項が一貫しない形で適用されていることを示すわけではないとも述べられている。

このため、IASBは、IFRS 第9号の予想信用損失モデルでは、企業の信用リスク管理実務を反映した目的適合性のある情報を財務諸表利用者に提供した結果としての企業間の適用上の相違は、必ずしも企業間の比較可能性が損なわれていることを示すものではないと捉えていると考えられたため、企業間の比較可能性についてはコメント・レターにおいて特に触れないことが考えられる。
 23. 以上のことから、コメント・レターでは本資料第20項(1)から(3)で示した意見を中心に回答することが考えられる。

将来予測的なシナリオ

24. 将来予測的なシナリオに関して、これまでに聞かれた主な意見は次のとおりである。
- (1) IFRS 第 9 号の公表後、各国当局やグローバル・パブリック・ポリシー委員会(GPPC)から将来予測的なシナリオに関する詳細かつ多岐にわたるガイダンスが示されたことにより複雑性が増していると考ええる。
 - (2) 予想信用損失の測定に使用される将来予測情報の決定や反映方法については、実務においてばらつきが生じており、特に信用損失の測定については、各国の規制当局の要求水準が異なることにより投資家に提供される情報にばらつきが生じるケースがあると考ええる。この点、開示上の対処がなされているが、企業の信用損失の算定結果のばらつきの幅が大きい場合には、企業間の比較可能性の観点で課題があると考ええる。
 - (3) 将来予測的なシナリオに反映される景気変動などを企業に委ねた結果として、予想信用損失の測定に関して、企業間の比較可能性は低下していると考ええる。
 - (4) IFRS 第 9 号の実務として複数の将来予測的なシナリオ（以下「複数シナリオ」という。）による確率加重の方法が採用されており、これによりコロナ禍など予測不可能な事象や不確実性が增大した環境下においても、過度なボラティリティを抑制する効果が一定程度あったと考ええる。一方、企業に対して複数シナリオの設定を常に求めることは実務上困難であると考えられる。
25. 前項のとおり、将来予測的なシナリオに関して、監督当局等から様々なガイダンスが公表されている一方、適用における多様性が生じているとの意見や複数シナリオによる確率加重による予想信用損失の測定について懸念する意見が聞かれている。
26. 将来予測的なシナリオの適用における多様性については、本情報要請において IASB が識別した課題の 1 つであるとされており、IASB は本情報要請を通じてこの領域における適用の多様性の原因を理解したいと述べている。この点、我が国の関係者からは、各国の規制当局の要求水準が異なることや将来予測的なシナリオに反映される景気変動などを企業に委ねたことが、この領域における多様性の要因であるとの意見が聞かれているため、この内容をコメント・レターに記載することが考えられる。
27. 次に、複数シナリオによる確率加重による予想信用損失の測定に関する意見については、企業に対して複数シナリオの設定を常に求めることに関する懸念をコメント・レターに記載することが考えられる。

モデル適用後の調整又はマネジメント・オーバーレイ

28. モデル適用後の調整又はマネジメント・オーバーレイ（以下「マネジメント・オーバ

ーレイ等」という。) に関して、これまでに聞かれた主な意見は次のとおりである。

(1) コロナ禍など経済変動の大きい環境下ではマクロモデルの調整には限界があるため、経営者の判断によるマネジメント・オーバーレイ等による調整は必要であると考え。また、経営者の判断を伴うものであるため、予想信用損失の見積結果にばらつきが生じるのは自然なことであると考え。

(2) マネジメント・オーバーレイ等による予想信用損失の調整については経営者による判断の影響が大きい領域であるが、企業によって開示の粒度が異なっている。また、現行実務における開示水準では、損失評価引当金の内容がブラックボックス化している側面があり、開示情報の拡充が必要と考える。

29. 前項のとおり、マネジメント・オーバーレイ等は状況によっては必要であるとの意見が聞かれている一方、財務諸表利用者からはマネジメント・オーバーレイ等による予想信用損失の調整に関して提供される情報が十分ではなく、開示情報の拡充を求める意見が聞かれている。ここで、開示については本情報要請の質問9で別途回答が求められているため、質問9の回答を参照する旨を示すことが考えられる（本資料第48項(2)及び第49項参照）。

30. 以上のことから、コメント・レターでは本資料第28項及び前項で示した内容を記載することが考えられる。

ローン・コミットメント

31. ローン・コミットメントに関して、質問票及びこれまでの審議において具体的な意見は聞かれていないことから、本項目についてはコメントしないことが考えられる。

発行された金融保証契約

32. 発行された金融保証契約に関して、これまでに聞かれた主な意見は次のとおりである。

(1) 企業が発行している一部の保証（例えば履行保証）に対してIFRS第9号の減損の規定が適用されるか、あるいはIFRS第17号「保険契約」の要求事項が適用されるか、IFRS第9号における金融保証契約の定義が明確でないと考え。

33. また、本情報要請のスポットライトでは、保証料を一定期間にわたり受け取る金融保証契約の事後測定の実態に関して財政状態計算書での表示に多様性が生じているとの意見が利害関係者から述べられたとされている。ただし、これまでの審議等において、我が国では保証料を前受で収受しているケースが多いとの意見が聞かれていることから、当該論点についてはコメントしないことが考えられる。

34. 以上のことから、コメント・レターでは本資料第32項で示した意見を紹介するに留めることが考えられる。

質問5 営業債権、契約資産及びリース債権についての単純化したアプローチ**(コメント提出者への質問)****質問5 — 営業債権、契約資産及びリース債権についての単純化したアプローチ**

- (a) 単純化したアプローチに関する根本的な疑問（致命的な欠陥）はあるか。ある場合、そうした根本的な疑問はどのようなものか。

単純化したアプローチの適用が、IFRS 第9号の減損の要求事項の営業債権、契約資産及びリース債権への適用のコスト及び複雑性を低減させるというIASBの目的を達成しているかどうかを説明されたい。

そうでない場合、単純化したアプローチのコアとなる目的や原則の明瞭性と適合性に関して何が根本的な疑問（致命的な欠陥）であると考えているのかを説明されたい。

- (b) 単純化したアプローチの適用並びにその適用の監査及び当局による監督（エンフォースメント）のコストは、予想よりも著しく大きいか。利用者にとっての便益は、予想よりも著しく低いか。

単純化したアプローチの適用の継続的なコストが予想よりも著しく大きいか、又は財務諸表利用者にもたらされる情報の便益が予想よりも著しく低いと考える場合には、コストと便益についての回答者の評価を説明されたい。

(ASBJ事務局による分析及びコメント・レターにおける対応方針案)

35. 本質問項目に関して、これまでに聞かれた主な意見は次のとおりである。

- (1) 営業債権等について単純化したアプローチが提供されたことで、IFRS 第9号の減損の要求事項に関するコストや実務の多様性を低減する効果はあったと考える。
- (2) 単純化したアプローチの適用対象が限定されている点について、実務上複雑性を生じさせているケースがあると考えられる。例えば、保証金などの貸付金以外の債権については、貸付金ほど信用リスク管理体制が十分とはいえず、一般的なアプローチの適用が強制されることによる一定の実務上のコストが生じていると考えられる。このため、単純化したアプローチの適用対象範囲を見直すことが考えられる。

36. 単純化したアプローチについては、日本基準における金融資産の減損に関する会計基準の開発において、ステップ5として今後検討を行う予定である。このため、コメント・レターでは前項で示した意見を紹介するに留めることが考えられる。

質問6 購入又は組成した信用減損金融資産

(コメント提出者への質問)

質問6 — 購入又は組成した信用減損金融資産

購入又は組成した信用減損金融資産についての IFRS 第9号の要求事項は一貫して適用することができるか。賛成又は反対の理由は何か。

当該要求事項はこれらの種類の金融資産に一貫して適用することができ、これらの取引の根底にある経済的実質を忠実に反映した会計結果を導くことができるかどうかを説明されたい。

これらの要求事項に関する具体的な適用上の疑問がある場合には、その事実パターンを記述し、次のようにされたい。

- (a) IFRS 第9号の要求事項がどのように適用されるのかを説明する。
- (b) 当該要求事項の適用による影響を説明する（例えば、企業の財務諸表に対する定量的な影響又は運用上の影響）。
- (c) その事実パターンにどのくらい広がりがあるのかを説明する。
- (d) フィードバックを証拠で裏付ける。

(ASBJ 事務局による分析及びコメント・レターにおける対応方針案)

37. 本質問項目に関して、これまでに聞かれた主な意見は次のとおりである。

- (1) IFRS 第9号の購入又は組成した信用減損金融資産（以下「POCI」という。）の定義は原則的なものであり、金融資産の当初認識時に信用減損しているかどうかについては判断が必要となるが、国際的なベースラインとしては概ね機能していると考えられる。

38. 一方、金融商品の減損に関する日本基準の開発プロジェクトにおける審議では、POCIの要求事項が適用される範囲に関して意見が聞かれている。特に、銀行等金融機関では、社会的な要請などを背景に信用リスクの高い債務者に対して低金利での融資実行を行う場合があるため、組成した信用減損金融資産の範囲について慎重に検討すべきとの意見が聞かれている。

39. この点、POCIに該当するかどうかについては、企業の置かれた状況や各社の信用リスク管理実務等を踏まえて金融資産ごとに判断すべきと考えられ、また実務においては作成者と監査人が協議の上、実態を踏まえて判断されていると考えられる。

40. 以上のことから、コメント・レターでは本資料第 37 項で示した意見を紹介するに留めることが考えられる。

質問 7 IFRS 第 9 号における減損の要求事項と他の要求事項の適用

(コメント提出者への質問)

質問 7 — IFRS 第 9 号における減損の要求事項と他の要求事項の適用

IFRS 第 9 号における減損の要求事項を IFRS 第 9 号における他の要求事項又は他の IFRS 会計基準書における要求事項とともに適用する方法は明確であるか。賛成又は反対の理由は何か。

減損の要求事項を他の要求事項とともに適用する方法に関して具体的な疑問点がある場合には、何が曖昧さの原因となっているのか、及びその曖昧さがどのような影響を企業の財務諸表及びそれによりもたらされる情報の財務諸表利用者にとっての有用性に与えるのかも説明されたい。事実パターンを記述し、次のようにされたい。

- (a) コメントに関連する IFRS 第 9 号又は他の IFRS 会計基準書における要求事項を示す。
- (b) 要求事項を適用することによる影響を説明する（例えば、企業の財務諸表に対する定量的影響又は運用上の影響）。
- (c) その事実パターンにどのくらい広がりがあるのかを説明する。
- (d) フィードバックを証拠で裏付ける。

この質問に回答するにあたり、本文書のこのセクションに記述した事項に関する情報を含めていただきたい。

(ASBJ 事務局による分析及びコメント・レターにおける対応方針案)

41. 本質問項目に関して、質問票やこれまでの審議等では次の事項に関して意見が聞かれている。以降では、これらの事項に関して、コメント・レターでの対応方針について検討を行う。
- (1) 金融資産の条件変更
 - (2) 金融資産の直接償却

金融資産の条件変更

42. 本情報要請では、本質問項目に関して減損の要求事項が十分に明確ではない場合の例示として金融資産の条件変更が示されている。金融資産の条件変更に関して、これま

でに聞かれた主な意見は次のとおりである。

- (1) IFRS 第9号では、条件変更が金融資産の認識の中止に該当するかどうかの判断基準が明確でないことから、条件変更の取扱いについて実務において多様性が生じている。条件変更が金融資産の認識の中止に該当するかどうかの判断は、金融資産の減損におけるステージ判定や POCI に関する要求事項の適用要否に影響を及ぼすため、IASB は本論点について早急に対応すべきと考える。
43. 金融資産の条件変更については、IFRS 第9号の「分類及び測定」に関する関係者からのフィードバックでも課題として識別され、2022年7月のIASBボード会議においてIFRS第9号の要求事項を明確化するためのリサーチ・パイプライン・プロジェクトに追加されている。
44. しかし、金融資産の条件変更の取扱いが明確でないことによる影響は広範であり、実務におけるばらつき（多様性）がより拡大していることが懸念されるため、IASBは金融資産の条件変更の明確化に関するプロジェクトを早急に着手すべきと考える旨をコメント・レターに含めることが考えられる。

金融資産の直接償却

45. 本質問項目に関して減損の要求事項が十分に明確ではない場合の例示には金融資産の直接償却が含まれているが、質問票やこれまでの審議等において、各国の制度や慣行などを踏まえて運用されておりコメントは不要であると考えられるといった意見が聞かれている。また、金融商品の減損に関する日本基準の開発プロジェクトにおける審議でも、直接償却に関するIFRS第9号の定めを取り入れることについて、特段の異論は聞かれていない。
46. 以上のことから、金融資産の直接償却についてはコメントしないことが考えられる。

質問8 経過措置

(コメント提出者への質問)

質問8 — 経過措置

経過措置の適用並びにその適用の監査及び当局による監督（エンフォースメント）のコストは、予想よりも著しく大きいか。利用者にとっての便益は、予想よりも著しく低いのか。

比較情報の修正再表示の免除と経過的な開示の要求との組合せが、財務諸表の作成者にとってのコストの低減と財務諸表利用者にとっての有用な情報の提供との適切なバランスを達成したかどうかを説明されたい。

財務諸表の作成者が減損の要求事項を遡及適用する際に直面した予想外の影響又は課題を説明されたい。また、それらの課題はどのように克服されたか。

(ASBJ 事務局による分析及びコメント・レターにおける対応方針案)

47. 本質問項目に関して、質問票及びこれまでの審議では具体的な意見は聞かれていないことから、本質問項目についてはコメントしないことが考えられる。

質問 9 信用リスクの開示

(コメント提出者への質問)

質問 9 — 信用リスクの開示

- (a) IFRS 第 7 号における開示要求に関する根本的な疑問（致命的な欠陥）はあるか。ある場合、そうした根本的な疑問はどのようなものか。

信用リスクについての開示目的と最低限の開示要求との組合せが、財務諸表利用者が次のような情報を受け取ることとの間の適切なバランスを達成しているかどうかを説明されたい。

- (i) 比較可能な情報 — すなわち、同じ要求事項がすべての企業に適用され、企業が晒されているリスクに関する比較可能な情報を利用者が受け取るようにする。
- (ii) 目的適合性のある情報 — すなわち、提供される開示は、企業の金融商品の利用の範囲及び関連するリスクをどの程度まで引き受けるかどうかに応じて決まる。

適切なバランスが達成されていない場合、当該開示要求のコアとなる目的や原則の明瞭性と適合性に関して何が根本的な疑問（致命的な欠陥）であると考えているのかを説明されたい。

- (b) これらの開示要求の適用並びにその適用の監査及び当局による監督（エンフォースメント）のコストは、予想よりも著しく大きいか。利用者にとっての便益は、予想よりも著しく低いか。

信用リスクについての特定の開示を提供するための継続的なコストが予想よりも著しく大きいか、又は財務諸表利用者にもたらされる情報の便益が予想よりも著しく低いと考える場合には、当該開示に関するコストと便益についての回答者の評価を説明されたい。また、回答者が識別した事項を解決するための提案を示されたい。

IASB が信用リスクについて具体的な開示要求を追加すべきであると考える場合には、それらの要求事項を記述し、それが財務諸表利用者に有用な情報をどのように提供することになるのかを記述されたい。

また、企業の信用リスクについての開示がデジタル報告と両立可能であるかどうか、具体的には財務諸表利用者が信用リスクに関する情報をデジタル的に効果的に抽出し比較し分析することができるかどうかを説明されたい。

(ASBJ 事務局による分析)

48. 信用リスクの開示に関して、これまでに聞かれた主な意見は次のとおりである。

(1) 財務諸表作成者からの意見

- ① IFRS 第7号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第7号」という。）の信用リスクに関する開示要求は原則ベースであるが、金融機関における開示水準は各国当局や各種のガイダンスを踏まえて決定されているため、現行実務における開示水準に問題はないと考える。
- ② 信用リスクの開示により対応できている部分もあるが、予想信用損失の測定が複雑化していることが投資家の理解可能性を低下させている可能性があると考ええる。
- ③ 信用リスクの開示要求事項のなかには、企業に過剰な対応を求めていると考えられるものが存在しているため、信用リスクに関する開示要求事項のバランスについては検討の余地があると考ええる。

(2) 財務諸表利用者からの意見

- ① SICR の判定や予想信用損失の測定（マネジメント・オーバーレイ等による調整を含む。）に関して、使用された仮定や前提条件、適用したモデルの内容、将来情報の決定や反映方法などについては経営者による判断の影響が大きい領域であるが、企業によって開示の粒度が異なっている。
- ② 信用リスクに関する開示について、現行実務における開示水準では、予想信用損失の前提条件が十分に把握できず損失評価引当金の内容がブラックボックス化している側面があるため、開示情報の拡充が必要と考ええる。

49. 前項のとおり、本資料第28項及び第29項で示したマネジメント・オーバーレイ等による予想信用損失の調整に関する情報開示を含めた信用リスクに関する開示について、財務諸表利用者からは開示水準が企業によって異なっており、また現行の開示水準では信用リスクに関する情報提供が十分ではないとして開示情報の拡充を求める

意見が聞かれている。一方、作成者からは開示水準については各国当局や各種のガイダンスを踏まえて決定されていることから現行の開示水準で問題ないとする意見が聞かれている。

50. また、作成者からは、信用リスクの開示要求事項の中には、企業に過剰な対応を求めているものがあるとの意見が聞かれている。特に金融商品のクラス別の期首残高から期末残高への調整表（IFRS 第7号第35H項等）に関するIFRS第7号の開示要求事項については、金融商品の減損に関する日本基準の開発プロジェクトにおけるこれまでの審議において、コスト及び便益の観点からIFRS第7号の当該要求事項を日本基準に取り入れることには懸念があるとの意見が聞かれている。
51. 以上のとおり、信用リスクの開示については、次の観点で財務諸表利用者と作成者との間で異なる意見が聞かれている状況にある。
 - (1) 信用リスクに関する開示における開示水準
 - (2) IFRS第7号が定める最低限の開示要求事項のバランス
52. この点、ASBJ事務局は、金融商品の減損に関する日本基準の開発プロジェクトにおいて信用リスクの開示に関する議論の開始から間もなく、現時点では十分に議論できている状況にはないと考えている。
53. このため、ASBJ事務局では、企業会計基準委員会及び専門委員会において、信用リスクの開示に関するコメントの方向性について意見をいただきたいと考えている。また、コメントの方向性と合わせて、本情報要請で回答が求められている次の事項についても、ご意見をいただきたいと考えている。
 - (1) 信用リスクについて具体的な開示要求を追加すべきであるとする場合には、その内容及び財務諸表利用者には有用な情報をどのように提供することになるのか。
 - (2) 信用リスクについての特定の開示に関して、当該開示を提供するためのコストが便益を予想よりも著しく大きいとする場合には、それを解決するためにどのような提案ができると考えるか。

質問10 その他の事項

(コメント提出者への質問)

質問10 — その他の事項

- (a) IFRS第9号における減損の要求事項の適用後レビューの一部としてIASBが検討すべきであると回答者が考える追加の事項はあるか。ある場合、当該事項はどのようなものか、また、検討すべきであるとする理由はなにか。

それらの事項を適用後レビューの文脈において考慮すべきである理由、及び指摘された事項の広がりの説明されたい。実例及び裏付けとなる証拠を示されたい。

- (b) IFRS 第 9 号における減損の要求事項の理解可能性及びアクセスしやすさに関して、IASB が将来の IFRS 会計基準書を開発するにあたり考慮することのできるフィードバックがあるか。

(ASBJ 事務局による分析及びコメント・レターにおける対応方針案)

54. 本質問項目に関して、質問票及びこれまでの審議において具体的な意見は聞かれていないことから、本質問項目についてはコメントしないことが考えられる。

ディスカッション・ポイント

- (1) 本情報要請における質問 1 から 8 及び質問 10 に関する ASBJ 事務局による分析及びコメント・レターにおける対応方針案について、ご意見があればいただきたい。
- (2) 質問 9 「信用リスクの開示」に関するコメントの方向性について、ご意見をいただきたい。また、コメントの方向性と合わせて、本情報要請で回答が求められている次の事項についてもご意見があればいただきたい。
 - ① 信用リスクについて具体的な開示要求を追加すべきであると考えられる場合には、その内容及び財務諸表利用者に有用な情報をどのように提供することになるのか。
 - ② 信用リスクについての特定の開示に関して、当該開示を提供するためのコストが便益を予想よりも著しく大きいとする場合には、それを解決するためにどのような提案ができると考えるか。

以上

本情報要請における質問の背景及びスポットライトの概要

質問 1 減損

(質問の背景)

1. IASB は、IAS 第 39 号の減損モデルの問題点（トリガー事象の証拠が得られるまで信用損失の認識が遅れる、金融商品ごとに複数の減損モデルが適用されるなど）に対処するため、予想信用損失を反映する将来予測的な減損モデル（予想信用損失モデル）を開発した。このモデルを開発する上での主要な目的は、企業の金融資産及び与信のためのコミットメントに係る企業の予想信用損失に関して、より有用な情報を財務諸表利用者に提供して、将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する利用者の評価に役立てることであった。
2. IASB は、減損の要求事項が、予想信用損失に関する透明性及び適時性のより高い情報を提供することによって、金融商品に関する報告の大幅で継続的な改善をもたらすであろうと予想した。また、IASB は、新しい減損モデルへの移行は作成者にコストを生じさせると評価しつつ、このモデルでもたらされる大幅な改善はコストを上回るであろうと予想した。

スポットライト 1 — IASB がこれまでに聞いたこと

3. IASB は、利害関係者からの初期的なフィードバックによれば、減損の要求事項は、経済的な不確実性が増大した期間を含めて、実務において概ねうまく機能していることを示唆していると述べている。
4. IASB は、利害関係者は、減損の要求事項によって導入された変更を概ね歓迎している一方、減損の要求事項の適用における多様性が見られており、特定の要求事項についての適用上の問題を識別したと述べている。

質問 2 予想信用損失の認識に関する一般的なアプローチ

(質問の背景)

5. 予想信用損失モデルは、当初認識以降の信用リスクの増大に基づき、次のものを認識することを企業に要求している。
 - (1) 当該金融商品の存続期間全体を通じて、少なくとも 12 か月の予想信用損失に等しい金額による損失評価引当金
 - (2) 当初認識以降に信用リスクの著しい増大があった場合には、全期間の予想信用損失

6. IASB の見解では、信用リスクの著しい増大の後に全期間の予想信用損失を認識することは、経済的損失を財務諸表においてより良く反映する。信用が最初に供与される時に、借手の当初の信用度及び信用損失の当初予想が、金融商品の価格設定及び他の条件を決定するにあたり考慮される。IASB は、真の経済的損失は、予想信用損失が当初の予想を上回る場合に生じることに留意した。

質問 3 信用リスクの著しい増大の判定

(質問の背景)

7. IASB は、適用すべき最も適切なアプローチは、企業の洗練度、金融商品の特性及びデータの利用可能性に応じて異なると考えた。このため、IFRS 第 9 号は、信用リスクの著しい増大の評価に対して、「明確な境界線」を作り出す可能性のある規範的なルールではなく、原則ベースのアプローチを使用している。
8. IASB は、企業が信用リスクの著しい増大の評価を、例えば、金融商品のグループ又はサブグループに係る信用リスクの著しい増大を示す情報を考慮することによって、集合的ベースで行うことが必要となる可能性があることに留意した。損失評価引当金を集合的ベースで認識するために、企業は金融商品を共通の信用リスク特性に基づいてグルーピングすることができる。
9. IFRS 第 9 号は、金融資産が 30 日超の期日経過となっている場合に、金融商品に係る信用リスクが著しく増大しており、全期間の予想信用損失を認識するという反証可能な推定を企業に対して認めている。この反証可能な推定は、全期間の予想信用損失を認識するのかの絶対的な指標ではないが、信用リスクの著しい増大についての安全装置として機能する。
10. また、IASB は、「債務不履行」を具体的には定義していないが、期日経過後 90 日以降は発生しないという反証可能な推定を含めている。IASB は、企業は適切な場合には債務不履行の定性的な指標を考慮することを強調するとともに、企業は該当する金融商品に係る信用リスク管理の実務と整合的な債務不履行の定義を每期適用する旨を明確化した。

スポットライト 3 — 信用リスクの著しい増大の判定における判断の適用

11. 信用リスクの著しい増大の判定における判断の適用に関して、利害関係者は次の点で一貫性の欠如が見られると述べ、IASB により多くのガイダンスを提供することを提案したとされている。
 - (1) 企業が何を信用リスクの著しい増大とみなすのか
 - (2) 信用リスクの変動についての集合的評価と個別的評価の使い分け

- (3) 企業が「債務不履行」をどのように定義するか
12. この点、IASB は、特に信用リスクの変動のような相対的な評価について、「一貫して適用される」とは「同じように適用される」ことを意味しないことを強調し、企業が評価を行う際にさまざまなアプローチを使用しているという事実は、必ずしも要求事項が一貫しない形で適用されていることを示すわけではないと述べている。
13. これに関連して、IASB は利害関係者から次のことを理解したいと考えている。
- (1) 信用リスクの著しい変動があるかどうかを判定する際に企業が重大な判断を適用することを要求されるか又は要求事項が不明確である事実パターン
- (2) 要求事項の適用における多様性の原因についての、証拠による裏付けのある見解（例えば、その多様性は、企業の信用リスク管理実務の相違によるものなのか、あるいは IFRS 第 9 号の要求事項が適切な会計処理を決定するための適切な基礎を提供していないことによるものなのか）

質問 4 予想信用損失の測定

(質問の背景)

14. IFRS 第 9 号は、予想信用損失の測定が次のものを反映することを要求している。
- (1) 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- (2) 貨幣の時間価値
- (3) 過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報
15. 企業が予想信用損失の測定についての原則を満たすために最も適切な技法を決定できるようにしている。したがって、IFRS 第 9 号は特定の技法を規定しておらず、情報が予想信用損失の測定における使用のために合理的で裏付け可能であるとみなされるために必ずしも統計モデル又は信用格付けプロセスを経ることを要求していない。
16. 予想信用損失の測定のために使用する技法に関係なく、IFRS 第 9 号は、企業がさまざまな状況において、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を反映するために測定アプローチを調整することを要求している。

スポットライト 4.1 — 将来予測的なシナリオ

17. 予想信用損失を測定する際に、企業はあらゆる考え得るシナリオを特定することを要求されないが、たとえ信用損失が発生する可能性が非常に低い場合であっても、信用

損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性とを反映する。IFRS 第9号は、予想信用損失の見積りに一定範囲の生じ得る結果を評価することによって算定される偏りのない確率加重した金額を反映することを要求している。IASBは、実務上、これは複雑な分析である必要はない場合があることに留意した。

18. 将来予測的なシナリオに関して、利害関係者は、企業が識別するシナリオの数、考慮する変数、及び特定のシナリオに対するウェイト付けに多様性が見られると、IASBに述べたとされている。
19. IASBは、利害関係者からこの領域での適用の多様性の原因を理解したいと考えており、また、予想信用損失の測定に原則主義アプローチを採用することが、企業が状況に応じて最もよく機能する技法を使用できるようにすることによって、複雑性を低減させ利害関係者にとっての運用上の課題を軽減するのに役立つかどうかについても理解したいと考えていると述べている。
20. また、利害関係者はIFRS第9号における現行の適用指針に基づいて、企業が特定のリスク（気候リスクなど）に関する将来予測的な情報を予想信用損失の測定にどのように反映すべきかが不明確であると述べたとされている。

スポットライト4.2 — モデル適用後の調整又はマネジメント・オーバーレイ⁴

21. 利害関係者はIASBに、近年において増大している経済的な不確実性（特に、過去の情報が将来の経済見通しを必ずしも表さない経済状況）が、モデル適用後の調整又はマネジメント・オーバーレイ（以下「マネジメント・オーバーレイ等」という。）の使用の増加を生じさせていると述べたとされている。
22. 一部の利害関係者は、マネジメント・オーバーレイ等の使用が増加していることに懸念を示しており、これらは主観的な経営者による評価を伴い、統計モデルと同じガバナンスのプロセス（例えば、モデル検証のフレームワーク）を経ていない場合があることが理由とされている。また、利害関係者から、そのような調整の規模及び性質並びにその使用の理由は、企業ごとに大きく異なっており、企業間の予想信用損失の比較可能性を低下させているとの意見が聞かれたとされている。
23. IASBは、マネジメント・オーバーレイ等が財務諸表利用者に提供される情報の有用性を著しく低下させている状況及びそれがIFRS第9号又はIFRS第7号の要求事項とどのように関連しているのかを利害関係者から理解したいと考えていると述べている。

⁴ 本情報要請では、『「モデル適用後の調整又はマネジメント・オーバーレイ』という用語は、既存のモデルがリスク及び不確実性を適切に反映しない場合にモデルのアウトプットに加えられる、マネジメント・オーバーレイ、モデルのオーバーライド又はその他の調整を含む、あらゆるモデルに対する調整を指す。』と示されている。

スポットライト 4.3 — オフバランスのエクスポージャー（ローン・コミットメント）

24. ローン・コミットメントに関して、IFRS 第 9 号では、引出済みのコミットメント部分と未使用のコミットメント部分の両方（それらの予想信用損失は区別して見積られてはいないため）を含んでいて、企業が返済を要求し未使用コミットメントを解約する契約上の能力が、信用損失に対する企業のエクスポージャーを契約上の通告期間に限定しない金融商品についての例外を提供している。
25. 利害関係者は IASB に、この例外は歓迎するものの、一部の状況において適用上の疑問点が依然として生じていると述べたとされている。例えば、一部の利害関係者は、リボルビング信用枠などの金融商品に係る予想信用損失の測定について考慮すべき最長期間を決定する上での困難や、特定の金融商品が例外の範囲に含まれるかどうかを評価する上での困難を報告したとされている。
26. IASB は、例外を適用する企業に重大な困難を生じさせる金融商品の種類（及びそれらの特徴）を利害関係者から理解したいと考えていると述べている。

スポットライト 4.3 — オフバランスのエクスポージャー（発行した金融保証契約）

27. IFRS 第 9 号が適用される金融保証契約の発行者は、当初に金融保証契約を公正価値で認識するが、これは受け取った保証料と同額である可能性が高い。これらの金融保証契約は、その後は、IFRS 第 9 号における減損の要求事項に従って算定した損失評価引当金と、当初に認識した金額から IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS 第 15 号」という。）に従って認識した収益の累計額を控除した金額とのいずれか高い方で測定される。
28. 利害関係者は、IFRS 第 9 号は保証料を一定期間にわたり受け取る金融保証契約に事後測定に関する要求事項がどのように適用されるかについてのガイダンスを提供していないため、財政状態計算書での表示に多様性が生じていると述べたとされている。
29. IASB は利害関係者に、要求事項の適用における多様性が見られている事実パターン、多様性が財務諸表に与えている影響及び当該事実パターンの広がりについて質問していると述べている。

質問 5 営業債権、契約資産及びリース債権についての単純化したアプローチ**（質問の背景）**

30. IFRS 第 9 号では、IFRS 第 15 号の範囲に含まれる取引から生じた営業債権及び契約資産、並びに IFRS 第 16 号「リース」（以下「IFRS 第 16 号」という。）の範囲に含まれるリース債権について、常に全期間の予想信用損失を損失評価引当金として認識するという単純化したアプローチの適用を要求又は認めており、これによりの非金融機関

及び他の企業にとってのコスト及び複雑性を低減させている。

31. 実務上の便法として、IFRS 第9号は、企業が引当マトリクスを使用して営業債権に係る予想信用損失を算定することを認めている。これにより、企業は実績引当率を調整し、現在の状況に関する関連性のある情報を合理的で裏付け可能な予測及び予想信用損失への影響とともに反映することとなる。IASBは、こうした技法はIFRS 第9号に示されている予想信用損失の測定目的と整合的となることに留意したとされている。

質問6 購入又は組成した信用減損金融資産

(質問の背景)

32. 購入又は組成した信用減損金融資産について、企業は次のことを要求されている。
- (1) 信用調整後の実効金利（当初の予想信用損失を見積キャッシュ・フローに含めることによって算定する。）を、それらの資産の償却原価に当初認識時から適用する⁵。
 - (2) 当初認識以降の全期間の予想信用損失の変動累計額を損失評価引当金として認識する。
 - (3) 全期間の予想信用損失の変動額を減損利得又は減損損失として純損益に認識する。

質問7 IFRS 第9号における減損の要求事項と他の要求事項の適用

(質問の背景)

33. IFRS 第9号における減損の要求事項は、IFRS 第9号と他のIFRS会計基準書の両方における他の多くの要求事項と互いに関連している。利害関係者は、減損の要求事項が十分に明確ではない場合があると述べており、次の例示が示されている。

(1) 金融資産の条件変更

企業は、条件変更が認識の中止を生じさせない場合には金融資産の総額での帳簿価額を修正し、条件変更による利得又は損失を純損益に認識することを要求されている。IASBは以前から、金融資産の条件変更と予想信用損失に関する要求事項との間の境界線に関する適用上の疑問点を認識している。

(2) 金融資産の直接償却

⁵ IFRS 第9号は、償却原価を、当初認識時に測定された金額から、元本の返済を控除し、当初の金額と満期金額との差額の実効金利法による償却累計額を加減し、損失評価引当金を調整した金額と定義している。

IFRS 第 9 号は、企業が金融資産又はその一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、当該金融資産の総額での帳簿価額を直接減額することを要求している。直接償却は認識の中止につながる事象となるため、企業は直接償却による損失を認識することが要求される。しかし、利害関係者は、IFRS 第 9 号は直接償却による損失の表示に関する要求事項を提供しておらず、それにより企業がこれらの損失を純損益計算書において表示する方法に多様性が生じていると述べている。

(3) 営業債権、契約資産及びリース債権についての予想信用損失の認識

企業は、IFRS 第 9 号における減損の要求事項を、IFRS 第 15 号の範囲の取引から生じる営業債権及び契約資産、並びに IFRS 第 16 号の範囲の取引から生じるリース債権に適用する方法に関して、以下を含む具体的な疑問があるとの情報を寄せている。

- ① 財政状態が悪化した顧客からの対価を低くすることを企業が受け入れた場合に、対価の減額を IFRS 第 15 号を適用して契約の条件変更として会計処理すべきか、又は IFRS 第 9 号を適用して予想信用損失として会計処理すべきか。
- ② リースの貸手が、IFRS 第 9 号に従って予想信用損失を測定する場合に、IFRS 第 16 号を適用してファイナンス・リースの原資産の無保証残存価値を控除すべきかどうか。

34. IASB は、利害関係者から、要求事項間の相互関連性から生じる適用上の疑問点、及びどのような要求事項又は要求事項の欠如がそれらの疑問を生じさせているのか、並びにそうした疑問点の広がりを理解したいと考えていると述べている。

質問 8 経過措置

(質問の背景)

35. IFRS 第 9 号の適用開始時に、遡及適用から生じている可能性のある潜在的な課題を緩和するために経過措置を設けた。例えば、次のようなものである。

- (1) 当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったかどうかを判定するために、実務上の便法及び反証可能な推定を使用する（例えば、IFRS 第 9 号の 5.5.10 項における低い信用リスクの簡素化や IFRS 第 9 号の 5.5.11 項における 30 日の期日経過の反証可能な推定）。
- (2) 当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったかどうかの判定に過大なコスト又は労力を要する場合には、認識の中止まで各報告日現在の全期間の予想信用

損失を認識する。

質問 9 信用リスクの開示

(質問の背景)

36. IFRS 第 7 号は、信用リスクについて目的ベースの開示要求を設けており、財務諸表利用者が次のことを理解するのを助けるために 3 つの開示目的を識別している。

- (1) 企業の信用リスク管理の実務並びにそれらが予想信用損失の認識及び測定にどのように関連しているのか（企業が使用している方法、仮定及び情報を含む）
- (2) 予想信用損失から生じた財務諸表上の金額（予想信用損失の金額の変動及び当該変動の理由を含む）
- (3) 企業の信用リスク・エクスポージャー（すなわち、企業の金融資産及び与信を行うコミットメントに固有の信用リスク）（著しい信用リスクの集中を含む）

37. IASB は、企業は信用リスクをさまざまな方法で評価し管理しているため、企業がリスクをどのように管理しているのかに基づく開示は、企業間で比較可能である可能性が低いことを認識していた。このため、すべての企業に適用可能となる信用リスク・エクスポージャーの開示を要求し、財務諸表利用者のための共通のベンチマークを提供することで、信用リスク・エクスポージャーを企業間で比較できるようにした。

38. また、より高度な信用リスク管理システムを有する企業は、より詳細な情報を提供するであろう。したがって、IFRS 第 7 号は、比較可能であるとともに目的適合性のある情報を提供するのための開示目的と最低限の開示要求との組合せを示している。

スポットライト 9 — 信用リスクの開示

39. 利害関係者は、異なる企業が信用リスクについて開示する情報の種類及び粒度に一貫性が欠如していると述べており、特に財務諸表利用者は、この一貫性の欠如は異なる企業間での比較可能性を著しく損なっており、利用者による信用リスク分析の質に影響を与えていると述べたとされている。具体的には、次の事項に関して提供する開示には一貫性の欠如が一般的に見られるとの意見が示されている。

- (1) 信用リスクの著しい増大の判定（スポットライト 3（本資料別紙第 11 項から第 13 項）参照）
- (2) マネジメント・オーバーレイ等（スポットライト 4.2（本資料別紙第 21 項から第 23 項）参照）
- (3) 予想信用損失の期首残高から期末残高への調整表

(4) 感応度分析

40. また、利害関係者は、IASB がこれらの領域における最低限の開示要求を追加し、いくつかの開示の様式を定め、開示する情報の一貫性の増大を達成するために特定の設例を IFRS 第7号に追加することで比較可能性を向上させるよう提案したとされている。

質問 10 その他の事項**(質問の背景)**

41. IASB は、次の点を評価するにあたり IASB にとって有用となるであろう情報があれば共有を求めている。
- (1) 減損の要求事項におけるコアとなる目的や原則の明瞭性と適合性に関する根本的な疑問(致命的な欠陥)がある。
 - (2) 減損の要求事項を適用することにより提供される情報による財務諸表利用者への便益が予想を著しく下回っている。
 - (3) 減損の要求事項の適用並びにその適用に関する監査及び当局による監督(エンフォースメント)に係るコストが予想を著しく上回っている。

以 上